

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年12月26日
【会社名】	株式会社シイエム・シイ
【英訳名】	CMC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々 幸恭
【本店の所在の場所】	名古屋市中区平和一丁目 1 番19号
【電話番号】	052(322)3351 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 杉原 修巳
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区平和一丁目 1 番19号
【電話番号】	052(322)3351 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 杉原 修巳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

## 1 【提出理由】

2022年12月23日開催の当社第61期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

- (1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年12月23日

- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

- ① 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円

総額 397,312,560円

- ② 効力発生日

2022年12月26日

第2号議案 定款一部変更の件

- ① 事業目的の変更

当社及び子会社の事業の現状に即して表現を見直すとともに、今後の事業展開等に合わせ、現行定款第2条に定める事業目的を変更するものであります。

- ② 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

a 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

b 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定できるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

c 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

d 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第1号議案 剰余金の処分の件	113,214	98	193	(注) 1	可決 99.41
第2号議案 定款一部変更の件	113,501	46	—	(注) 2	可決 99.62

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上